

「学校いじめ防止基本方針」（令和2年度）

1 目指す生徒像

（1）教育目標

「未来からの呼びかけに応え、本校に設置する専門学科において、必要な知識と技術、望ましい態度や価値観を身につけ、我が国の工業発展の軸となりうる有能な実践的技術者を育成する」

（2）重点目標

「正正堂々」

～一流を目指す姿勢を身につける～

（3）育てたい生徒像

- ①「知・徳・力」の調和のとれた生徒
- ②ものづくり産業の発展を担う生徒

2 いじめ対策委員会

（1）目的

いじめ防止等について組織的・積極的に対応する。

（2）構成

校長、教頭、教育相談部主任、特別支援コーディネーター、教務主任、生徒指導部主事、保健主事、生徒会主任、養護教諭、関係学科主任、関係学年主任、関係担任、部活動顧問

※必要に応じて外部専門家及び地域関係者等も参加する。

（3）業務内容

- ① いじめの防止への取組み及びチェック
- ② いじめの早期発見・早期対応
- ③ いじめへの対処検証
- ④ 家庭や地域、関係機関との連携

3 関係機関等との連携

（1）日々の連携

- ①生徒に、自己指導能力や危険回避能力を身に付けさせる。

警察等の関係機関による交通安全教室、薬物乱用防止教室や非行防止教室、情報モラル教育などを実施する。

- ②保護者に、家庭教育の支援を行う。

スクールカウンセラー、精神科医等によるいじめ・不登校への対応や、警察官による犯罪被害から子どもを守る方法等に関する講演会を実施する。

③学校と関係機関等のネットワークの構築を図る。

関係機関等との情報交換会や連絡協議会のほか、教職員研修で行う関係機関等の業務内容に関する学習会や関係機関等一覧表の作成などを実施する。

④生徒指導体制の充実を図る。

関係機関等の講師による生徒理解や問題行動等への対応研修会などを実施する。

(2) 緊急時の連携

①深刻ないじめや暴力行為等が発生した場合

保護者の理解を求めつつ、積極的に関係機関等に相談し、事例によっては主たる対応を関係機関等に委ねる。

②問題行動等に対する指導が困難な状況となった場合

例えば、教育委員会などが働きかけて、ケースごとにその内容に最もふさわしい専門性をもつ機関等と連携してサポートチームを組織し、学校や家庭への支援や生徒への対応を行う。

③問題行動等の主たる対応を関係機関等に委ねることにした場合

学校として行うべきことと関係機関等の専門性に委ねることを明確にし、連携して一体的な指導を行う。

※緊急時の連携を進めるに当たっては、保護者への説明、個人情報の保護、マスコミへの対応等にも十分留意する。

【主な関係機関の事業窓口】

児童生徒支援室 095-894-3339

24時間子どもSOSダイヤル 0120-0-78310

長崎こども・女性・障害者支援センター 095-844-5132

島原市少年センター 0957-62-7232

長崎家庭裁判所島原支部 0957-62-3151

長崎地方裁判所島原支部 0957-62-3151

島原簡易裁判所 0957-62-3151

長崎地方法務局五島支局 0959-72-2261

長崎少年鑑別所 095-846-5600

長崎保護観察所 095-822-5175

長崎県中央児童相談所 095-844-6166

島原市社会福祉課家庭児童相談室 0957-63-7750

4 いじめ防止について

(1) 校内指導体制の確立

特定の教職員が問題を抱え込むことなく、いじめの重大性を全教職員で認識し、校長を中心に一致協力した指導体制を確立する。

(2) 教師の指導力の向上

「いじめ対策ハンドブック」や「いじめのない学校・学級づくり実践資料集」を活用した研修を実施する等、いじめ問題に関する指導上の留意点などについて、教職員間の共通理解を図り、その観察力や対応力の向上に努める。

(3) 人権意識と生命尊重の態度の育成

人権教育の充実と、お互いを思いやり、尊重し、生命を大切にする指導等に努める。全ての教育活動を通して、社会性を培う取組や共感的人間関係を育成する指導・支援を継続する。

(4) 道徳性を養う道徳教育の充実

「長崎っ子の心を見つめる教育週間」等を活用し、いじめ防止や生命尊重等道徳性の育成をねらった道徳の指導や取組を実践する。

(5) 生徒の自己肯定感の育成

生徒と教職員及び生徒同士の信頼関係を構築し、自他を認め合い一人一人に居場所のある学校生活の中で、生徒の発達の段階に応じて、「夢・憧れ・志」を育む教育等を推進し、自己肯定感を高める。

(6) 生徒の自己指導能力の育成

学級活動、生徒会活動等の特別活動において、いじめに関わる問題を取り上げるなど、生徒が自主的に取り組む活動を計画的に仕組み、指導・支援する。また、「非行防止教室のための教師用指導資料」等を活用し、生徒の「規範意識」や「思いやりの心」の育成を図る。

(7) 学校として特に配慮が必要な生徒

学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

(8) 家庭・地域、関係機関との連携強化

家庭や育友会、地域の関係団体とともに、いじめ問題等について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けた地域ぐるみの対策を推進する。また、保護者向けリーフレット「大切な子どもたちをいじめから守るために」等を活用し、学校・保護者・地域等が一体となった取組を推進する。

5 いじめの早期発見について

(1) 教職員による観察や情報交換

生徒のささいな変化に気づいた場合、教職員がいつでも情報を共有できる工夫（5W1H気づきメモなど）を行う。

(2) 定期的・必要に応じたアンケート調査や個人面談等の実施

生徒の生活実態について、定期的・必要に応じたアンケート調査や個人面談・保護者面談の実施等、きめ細かな把握に努める。

(3) 教育相談体制の整備

校内に生徒や保護者等の悩みを積極的に受け止めることができる教育相談体制を整備する。また、その充実に向け、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、学校内外の専門

家の活用を図る。

(4) 情報の収集

生徒の悩みや相談をより多く受け止めることができるように、育友会や地域の関係団体と組織的に連携・協働する体制を構築する。

(5) 相談機関等の周知

学校以外の相談窓口（24時間子供SOSダイヤル、メール相談窓口、親子ホットライン等）について、周知や広報を継続して行う。

6 いじめに対する措置について

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

(1) いじめの発見や相談を受けたときの対応

遊びや悪ふざけに見えても、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止める。生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つことが必要である。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。また、正確かつ迅速な事実関係の把握に努めるとともに、事実を隠すことなく、保護者等と協力して対応する体制を整える。

(2) 組織的な対応

発見・通報を受けた教職員一人で抱え込まず、「いじめ対策委員会」へ報告し、その情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかにその指導・支援体制を組み、対応の組織化を図る。

(3) いじめられた生徒及びその保護者への支援

いじめられている生徒から、事実関係の聴取を行う。その後、心のケアや様々な弾力的措置等、いじめから守り通すための対応を行う。また、家庭訪問等により、確実な情報を迅速に保護者へ伝え、今後の対応について保護者と情報を共有する。あわせて、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制を作る。状況に応じて、心理や福祉等の外部専門家の協力を得る。

(4) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合、学校は組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。いじめの状況に応じて、心理的孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導（出席停止も含む）の他、警察等との連携による措置も含め毅然とした対応を行う。また、確実な情報を迅速に保護者へ伝え、継続的な助言を行う。

(5) いじめの事実調査

アンケート調査等を実施し、その結果を基に、聞き取り対象者等の絞込みを行う。

(6) 集団への働きかけ

はやし立てたり面白がったりする存在の「観衆」や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるよう、或いは誰かに相談する勇気を持つよう指導する。互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。

(7) いじめの解消の要件

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも、いじめに係る行為が止んでいること、被害生徒が心身の苦痛を感じていないことの2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が見たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。進級、転学の際は、引き継ぎシート等を活用し情報を確実に引き継ぐ。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消にいたるまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、実行する。

(8) ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、ただちに削除する措置をとる。また、必要に応じ、警察や法務局等と適切な連携を図る。

7 育友会や保護者との連携

いじめには、周りではやしたてたり、喜んで見ていたりする「観衆」と、見て見ぬふりをしている「傍観者」もいる。この観衆と傍観者も含め、保護者や教職員全員で、いじめを許さない雰囲気を作り上げることが重要である。

(1) 育友会との連携

学校と育友会が連携し研修会などを行いながら共通理解を図り、「いじめは許さない」という姿勢を作り、組織的に実践する。

(2) 保護者との連携

いじめは、早期発見が重要で、家庭の役割が大きい。学校より家庭の方がより早くサインに気づく場合が多く、いじめのサインを見逃さないためにも、「おかしいな」と思ったら、家庭だけで悩まず、すぐに学校へ相談できる雰囲気や体制を構築する。

いじめに関する事案が発生した時は、関係保護者との情報交換・共通理解を密にし、いじめた側・いじめられた側それぞれの生徒・保護者の支援や指導を組織的に対応する。

